

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

予算科目			内容	予算額
7款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	486,000
計				486,000

歳出

（単位：千円）

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	265, 586	121, 543		144, 043	144, 043
		3 目 障害者福祉費	177, 024	38, 864	13, 392	124, 768	124, 768
		4 目 老人福祉費	713, 466	141, 825	21, 958	549, 683	549, 683
		6 目 障害者自立支援費	802, 226	601, 843		200, 383	200, 383
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	800, 800	727, 332		73, 468	73, 468
		3 目 母子福祉費	307, 391	65, 916	8, 600	232, 875	232, 875
		7 目 児童発達支援費	290, 211	220, 134		70, 077	70, 077
	4 項 災害救助費	1 目 災害救助費	1, 452			1, 452	1, 452
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目 保健衛生総務費	210	105		105	105
		2 目 予防費	15, 495	308		15, 187	15, 187
計			3, 373, 861	1, 917, 870	43, 950	1, 412, 041	1, 412, 041

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（927,000千円）の21分の11に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費